

保証規定

保証期間内において正常な取付及び使用状況にて故障が発生し、弊社にてその故障内容が弊社製品の品質上の欠陥もしくは作業時の不具合に起因するものと確認できた場合は、製品の交換及び交換工賃を弊社規定内にて製品及び工賃を負担させていただきます。

1. 保証期間 「保証期間」の項をご参照下さい。

- ・タクシー及び特殊車両（建設機械・産業機械等）は6か月または1万キロの保証とさせていただきます。
- ・営業車両においては、走行距離を確認させていただく場合がございます。

2. 適用除外

- ・事故による損傷、他の部品等に起因する損傷など弊社製品の単独での不具合以外の場合。
- ・作業完了後に弊社製品に改造等が加えられた形跡がある場合。
- ・お客様の使用上の誤りや取扱いに不備があった場合。
- ・レースや改造車両に使用された場合。
- ・弊社にご連絡やご相談なく他社製品と交換されていた場合。
- ・本保証書のご提示がない場合や記入事項がないもしくは不備がある場合。
- ・火災・地震・水害などの天災による不具合や損傷の場合。

*不具合による故障で発生したレッカー代、レンタカー代、交通費、その他お客様が不具合により車両を利用できなかった事による諸費用等については一切の費用負担は致しかねますので予めご了承下さい。

有限会社 共立電機

本社：横浜市神奈川区栄町1-1-4

TEL 045-453-3472

FAX 045-461-5283

港北（営）横浜市都筑区中川5-35-7

TEL 045-911-4758

FAX 045-911-4735

